

議員提出議案第3号

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

令和5年3月20日

提出者 三朝町議会議員 藤井克孝
賛成者 三朝町議会議員 能見貞明
賛成者 三朝町議会議員 遠藤勝太郎
賛成者 三朝町議会議員 松原成利

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬の減額) 第5条 議会の議員が疾病等自己の都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により設置	(議員報酬の減額) 第5条 議会の議員が疾病等自己の都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により設置

された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「町議会の会議等」という。）を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）が180日を超えるときは、前3条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「減額率」という。）を乗じて得た額を減額して得た額とする。

(1) 議員活動ができない期間が180日を超え365日以下のとき 100分の20

(2) 議員活動ができない期間が365日を超え730日以下のとき 100分の30

(3) 議員活動ができない期間が730日を超えるとき 100分の50

2 前項の規定は、議員活動ができない期間が180日、365日又は730日をそれぞれ経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から議員活動ができない期間の最終日が属する月までの各月の議員報酬について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、同項の最終日が月の末日以外の日である場合における当該最終日が属する月の議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算された額とし、その月の初日から当該最終日までの議員報酬について第1項の規定を適用する。

4 公務上の災害その他これに類するものとして議長が認める理由により町議会の会議等を欠席した場合にあっては、第1項の規定は、適用しない。

(期末手当の減額)

第8条 期末手当の支給基準日（6月1日及び12

された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「町議会の会議等」という。）のすべてを欠席した月（以下「議員活動ができない月」という。）が連続して12月を超えるときは、当該月の議員報酬は、前3条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「減額率」という。）を乗じて得た額を減額して得た額とする。

(1) 連続して議員活動ができない月が12月を超え24月以下のとき 100分の30

(2) 連続して議員活動ができない月が24月を超えるとき 100分の50

2 公務上の災害その他これに類するものとして議長が認める理由により町議会の会議等を欠席した場合にあっては、前項の規定は、適用しない。

(期末手当の減額)

第8条 期末手当の支給基準日（6月1日及び12

月1日をいう。)の前日の属する月(以下「基準月」という。)に第5条第1項の規定により議員報酬を減額されている者(同条第3項の規定に該当する者を除く。)の期末手当の額は、前条の規定により算出された期末手当の額から当該期末手当の額に基準月における当該議員報酬の減額率を乗じて得た額を減額して得た額とする。

月1日をいう。)の前日の属する月(以下「基準月」という。)に第5条第1項の規定により議員報酬を減額されている者の期末手当の額は、前条の規定により算出された期末手当の額から当該期末手当の額に基準月における当該議員報酬の減額率を乗じて得た額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後にその期間が開始した議員活動ができない期間における議員報酬の減額について適用し、同日前にその期間が開始したものについては、なお従前の例による。